

第3章

中小企業・地域における知的財産活動

我が国企業の知的財産活動は、それぞれの企業の規模等によって異なる。本章では、中小企業や地域における知的財産活動の動向や、特許・意匠・商標における国内外での出願動向等を紹介する。

1 中小企業における知的財産活動の状況

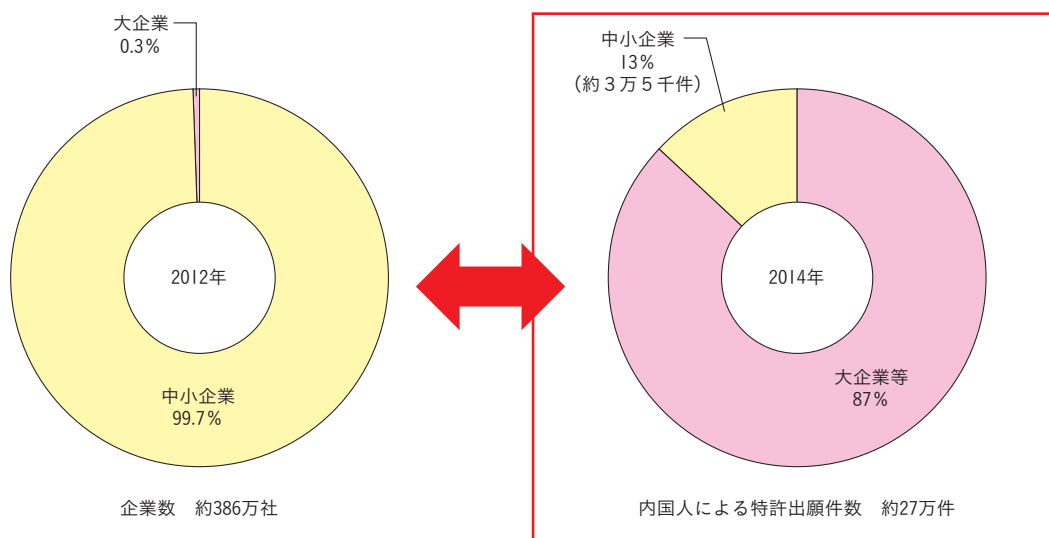
(1) 中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業¹数は、約385万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大

きい。しかし、近年の内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合は13%にすぎない。

ここでは、中小企業の知的財産活動の状況について、2014年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況を示す。

1-3-1 図 企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合



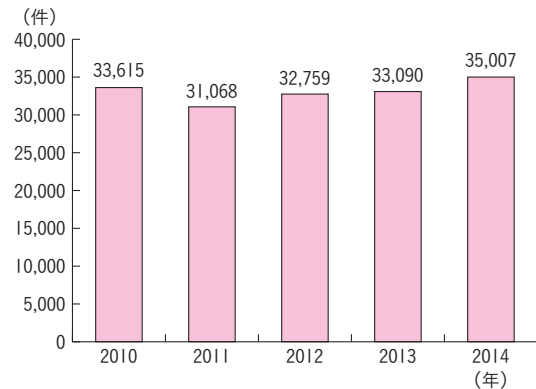
(資料) 中小企業白書 2014 付属統計資料及び特許庁作成

1. 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」。また、出願件数グラフのデータは特許庁が保有する、中小企業基本法第2条第1項において定義されている中小企業の特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願及び商標国際登録出願データ（法人）と、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて特許庁が推計したものである。

①特許出願件数

2014年の中小企業における特許出願件数は、35,007件（前年比5.8%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、13.2%（前年12.2%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、58.8%（前年57.3%）であった。

1-3-2 図 中小企業の特許出願件数の推移



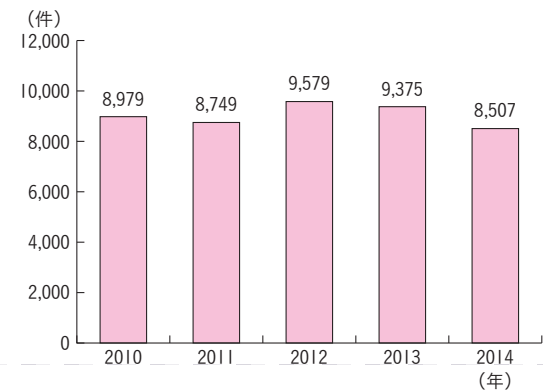
（資料）特許庁作成

③意匠登録出願件数

2014年の中小企業における意匠登録出願件数は、8,507件（前年比9.3%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、34.2%（前年35.5%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、57.5%（前年57.0%）であった。

1-3-4 図

中小企業の意匠登録出願件数の推移



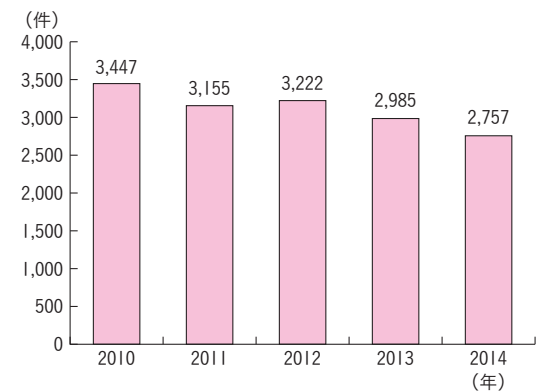
（資料）特許庁作成

②実用新案登録出願件数

2014年の中小企業における実用新案登録出願件数は、2,757件（前年比7.6%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、50.8%（前年50.0%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、51.1%（前年51.3%）であった。

1-3-3 図

中小企業の実用新案登録出願件数の推移



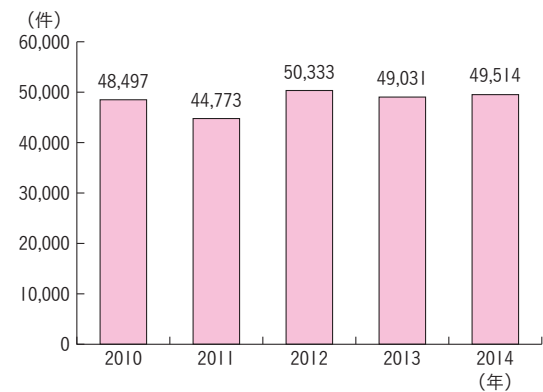
（資料）特許庁作成

④商標登録出願件数

2014年の中小企業における商標登録出願件数は、49,514件（前年比1.0%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、49.5%（前年53.0%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、63.8%（前年63.8%）であった。

1-3-5 図

中小企業の商標登録出願件数の推移



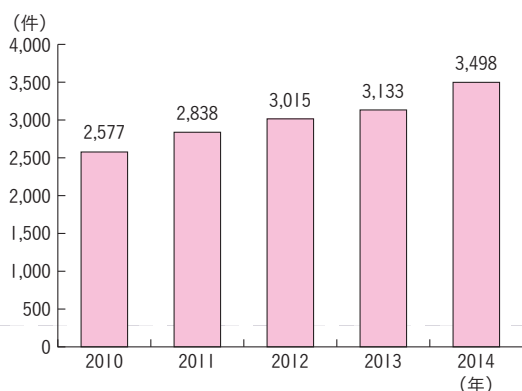
（資料）特許庁作成

⑤PCT国際出願件数

2014年の中小企業におけるPCT国際出願件数は、3,498件（前年比11.7%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、8.6%（前年7.3%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、51.5%（前年48.3%）であった。

1-3-6 図

中小企業のPCT国際出願件数の推移



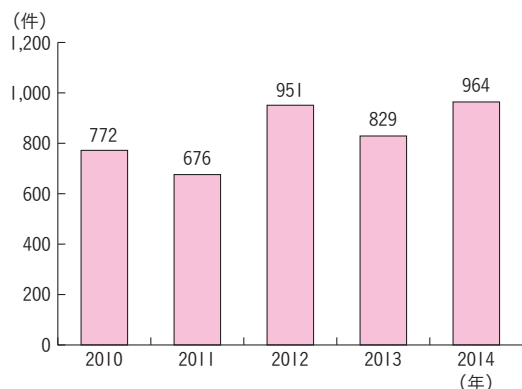
（資料）特許庁作成

⑥国際商標登録出願件数

2014年の中小企業におけるマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願件数は、964件（前年比16.3%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、48.7%（前年44.3%）であった。また、2014年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、57.3%（前年56.2%）であった。

1-3-7 図

中小企業の国際商標登録出願件数の推移



（資料）特許庁作成

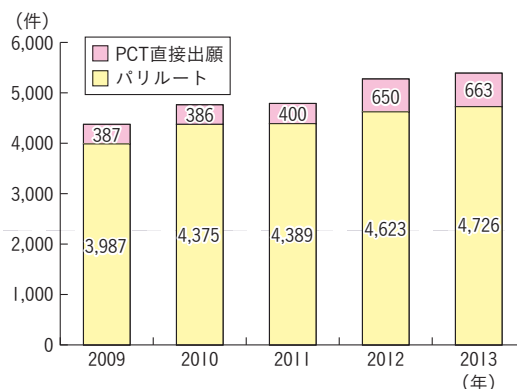
(2) 中小企業の海外展開の状況

①中小企業の海外における知的財産活動状況 a. 中小企業における海外への特許出願件数及びグローバル出願率

2013年の中小企業における海外への特許出願件数は、5,389件（前年比2.2%増）であり、増加傾向にあるものの、2013年の中小企業におけるグローバル出願率は16.0%と、大企業におけるグローバル出願率の30.2%に比べると低い。

1-3-8 図

中小企業の海外への特許出願件数の推移



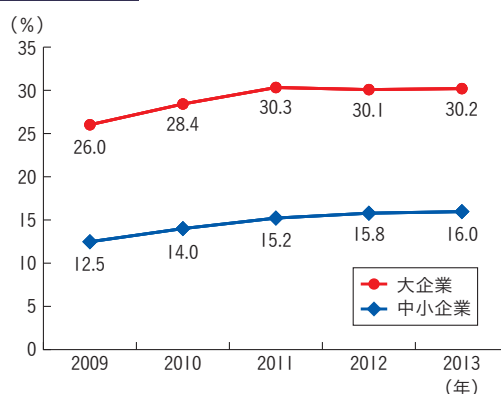
（備考）国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。特許庁が受理せず外国に直接出願された件数を含まない。

PCT直接出願：PCT国際出願のうち、国内出願に基づかない出願

（資料）特許庁作成

1-3-9 図

中小企業のグローバル出願率



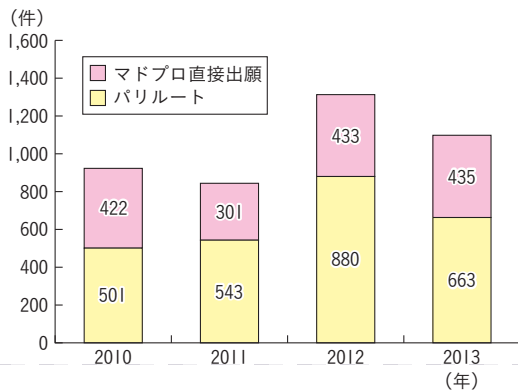
（資料）特許庁作成

b. 中小企業における海外への商標登録出願件数及び国際出願率

2013年の中小企業における海外への商標登録出願件数は、1,098件（前年比16.4%減）である。2013年の中小企業における国際出願率は2.2%と、大企業における国際出願率の9.2%に比べると低い。

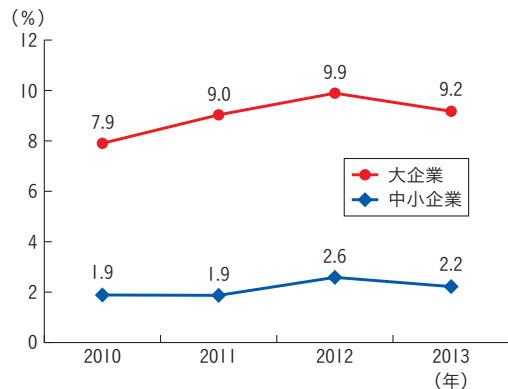
1-3-10 図

中小企業の海外への商標登録出願件数の推移



(備考)マドプロ直接出願：マドプロ国際出願のうち、国内出願に基づかない出願
(資料)特許庁作成

1-3-11 図 中小企業の商標の国際出願率



(備考)国際出願率：全体の商標登録出願件数のうち、海外への商標登録出願件数の割合
(資料)特許庁作成

②海外進出に係る知的財産リスク

日本企業の海外進出の増加に伴って、大企業と比べて人材、資金、情報が不足している中小企業は、知的財産リスクへの対策も不十分となりやすく、海外で知財係争や訴訟といったトラブルに巻き込まれやすい。

ここでは、海外での知的財産リスクについて、模倣被害の傾向と他社の知的財産権への抵触について示す。

参考：「中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアル（2015年3月特許庁作成）」¹⁾

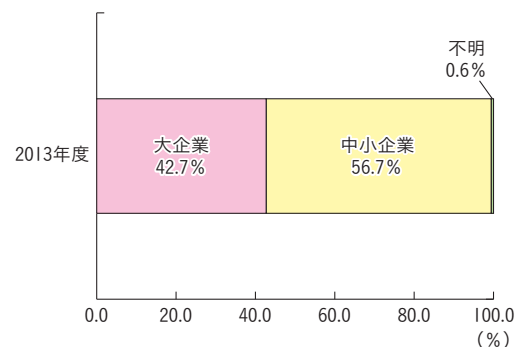


a. 模倣被害の傾向

日本企業を対象とした模倣被害に関するアンケート調査によれば、模倣被害があったと回答した企業のうち、半数以上の57%が中小企業（ただし、回答社数が異なるため、被害率では大企業26%、中小企業19%となる。）であり、模倣品問題は企業だけの問題ではなく、中小企業にとっても問題となっている。

国別の模倣被害社数では、大企業、中小企業ともに中国、韓国、台湾における被害が多い。

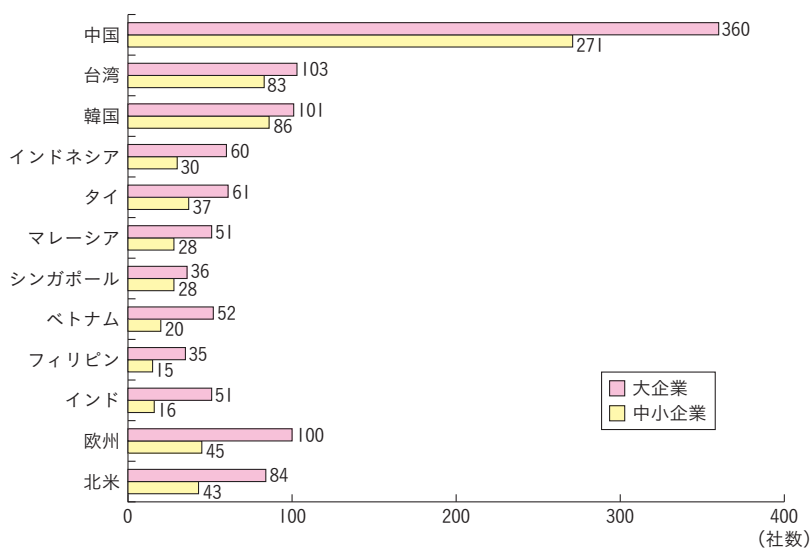
1-3-12 図 企業規模別の模倣被害の割合



(資料)「2014年度 模倣被害調査報告書」（特許庁、2015年3月）から加工・作成

1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/soshou_manual.htm

1-3-13 図 国別の模倣被害社数



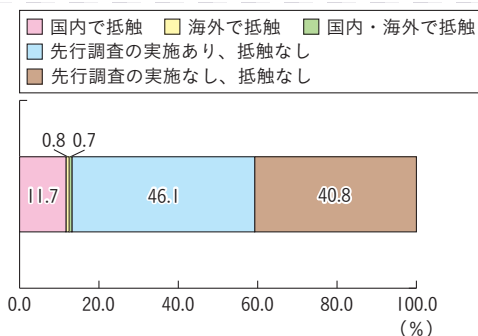
(資料)「2014年度模倣被害調査報告書」(特許庁、2015年3月)から加工・作成

b. 他社の知的財産権への抵触

中小企業が海外において他社の知的財産権に抵触していたケースは、海外で抵触の0.8%、国内・海外の両方で抵触の0.7%を合わせて1.5%と少ないながらも存在し、他社の知的財産権抵触への備えも必要なのがうかがえる。抵触した他社の知的財産権は特許権が最も多く、商標権が続く。

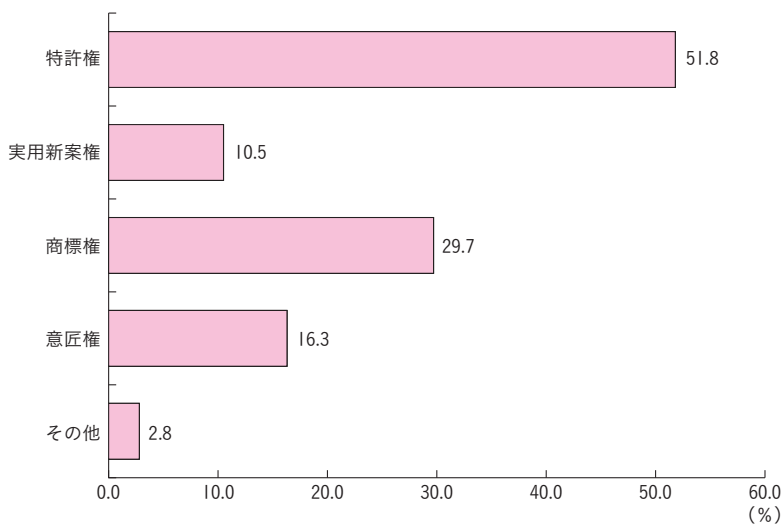
1-3-14 図

他社の知的財産権への抵触の有無



(資料)平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

1-3-15 図 抵触した他社の知的財産権



(資料)平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

③海外出願を断念した経験とその理由

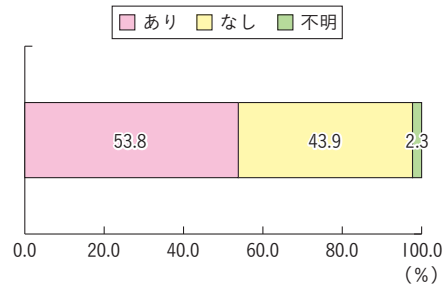
海外進出に伴う知財リスクの回避のために、知的財産権を取得することは効果的であるといえる。しかし、外国出願を断念した経験がある中小企業は、全体の半数以上となっている。断念した企業の約9割が「外国出願に要する費用が高額であるため」をその理由としている。

また、海外展開における知財活動の課題としては「外国出願に要する費用が高額」が最も多く、次いで「権利侵害への対応に要する費用が高額」「先行調査に要する費用が高額」と続き、海外における知財活動にかかる諸費

用が高額であることが、中小企業の負担・課題となっていることが分かる。

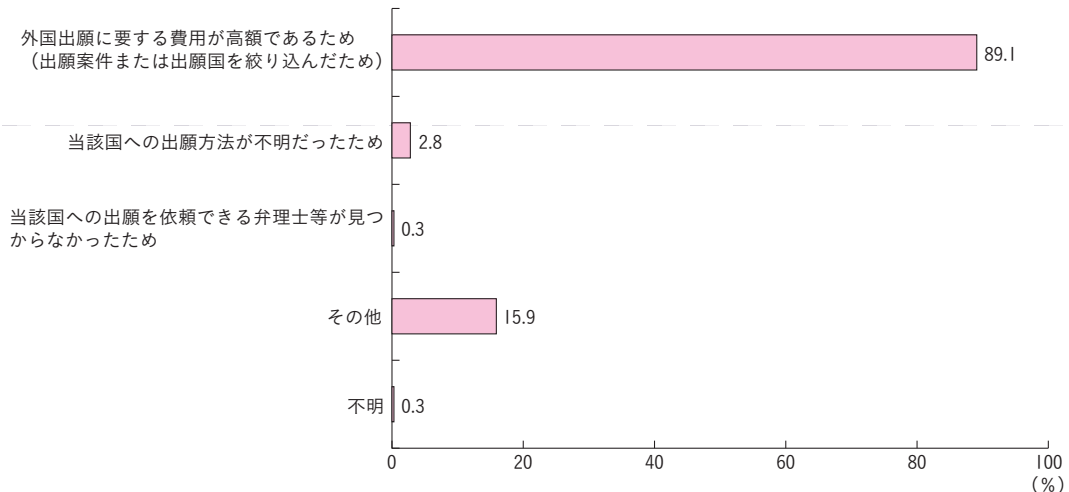
1-3-16 図

外国出願を断念した経験の有無



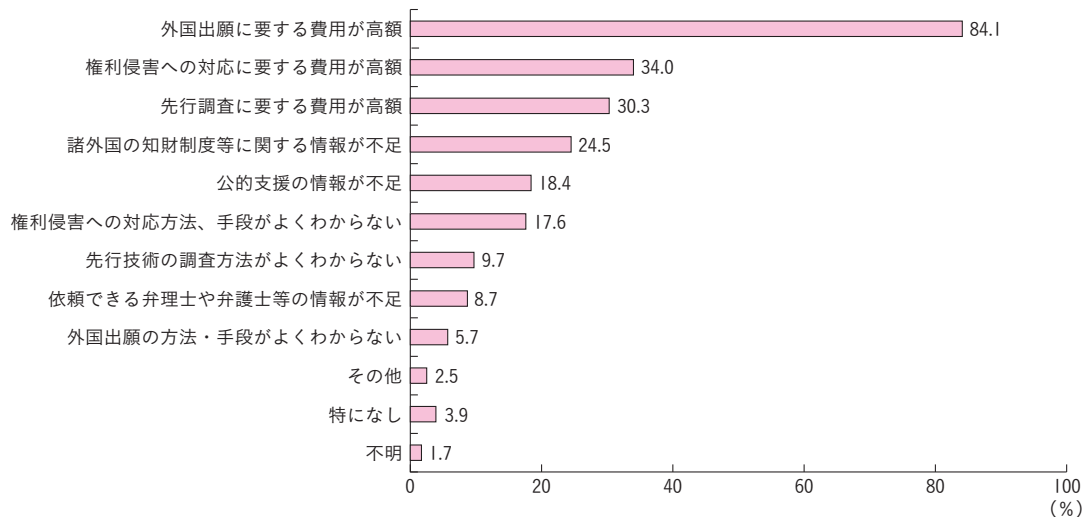
(資料)平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における知的財産活動と経営課題を認識した支援の在り方及び外国出願実態調査」(特許庁)

1-3-17 図 外国出願を断念した理由



(資料)平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における知的財産活動と経営課題を認識した支援の在り方及び外国出願実態調査」(特許庁)

1-3-18 図 海外展開における知財活動の課題



(資料)平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における知的財産活動と経営課題を認識した支援の在り方及び外国出願実態調査」(特許庁)

(3) 中小企業の知財活動における地域格差

① 都道府県別特許等の出願比率

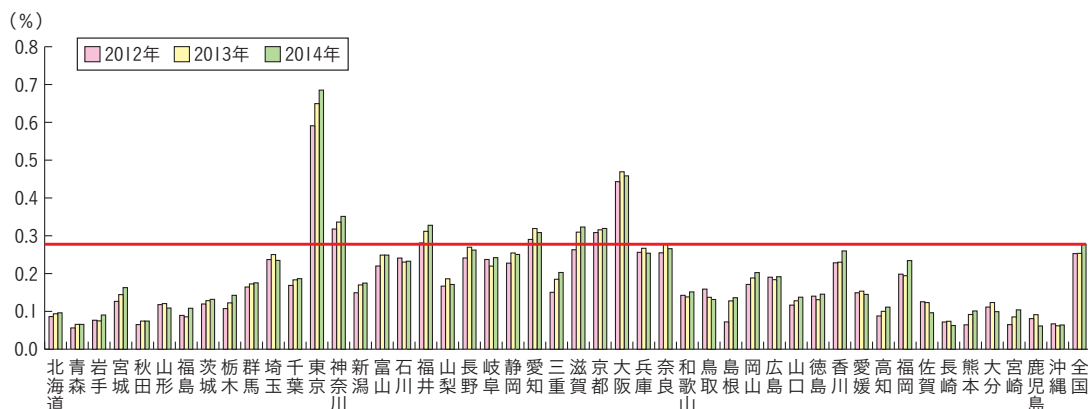
a. 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2014年で全国平均0.28%である

が、東京、神奈川をはじめとして増加傾向にある地域もみられる。

なお、全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、愛知、滋賀、京都、大阪となっており、必ずしも大都市圏に片寄っているわけではない。

1-3-19 図 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合



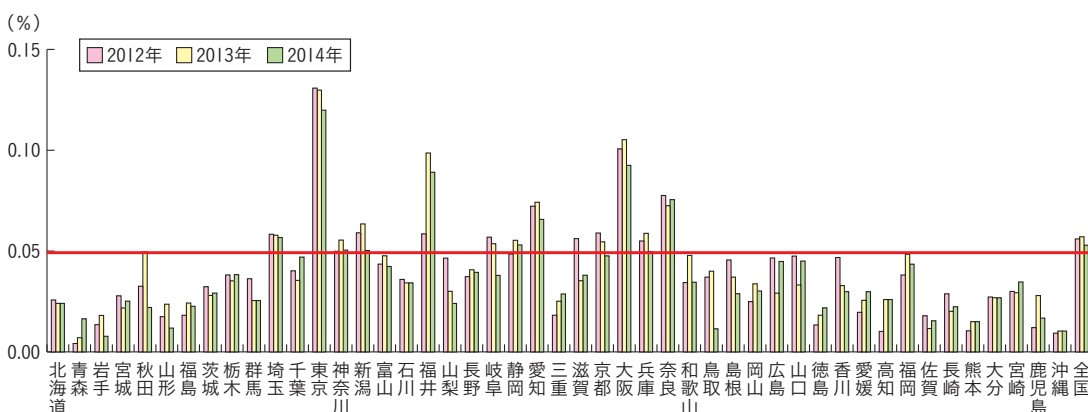
(資料) 特許庁作成

b. 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合は、2014年で全国平均0.05%である。

なお、全国平均を上回る都道府県は、埼玉、東京、福井、静岡、愛知、大阪、奈良となっており、必ずしも大都市圏に片寄っているわけではない。

1-3-20 図 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合



(資料) 特許庁作成

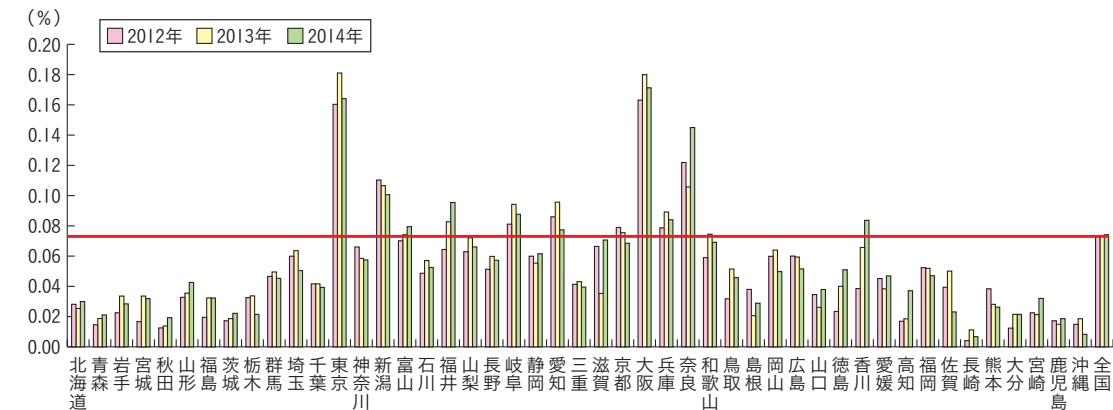
c. 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合は、2014年で全国平均0.07%である。その中でも、福井や香川のように漸増

傾向にある地域もみられる。

全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、富山、福井、岐阜、愛知、大阪、兵庫、奈良、香川となっており、中部及び近畿地域に集中している。

1-3-21 図 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合



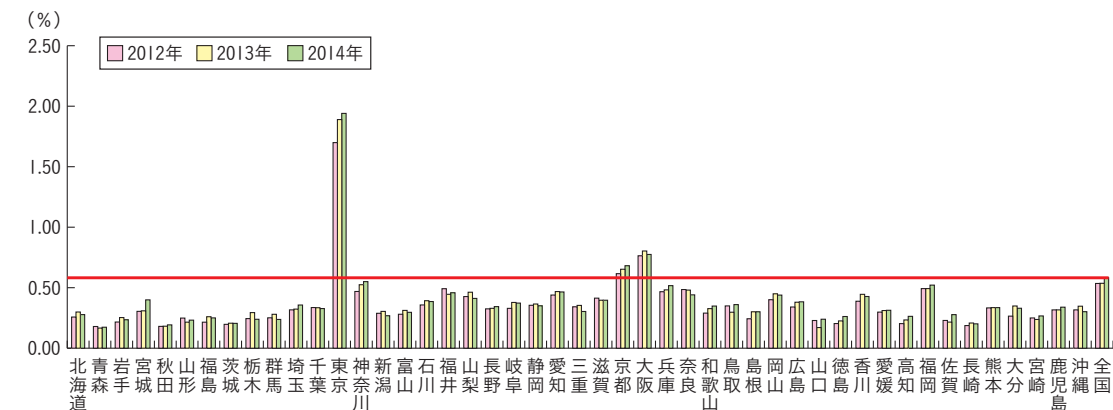
d. 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する商標登録出願企業数の割合は、2014年で全国平均0.58%と低調

である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪のみとなっている。

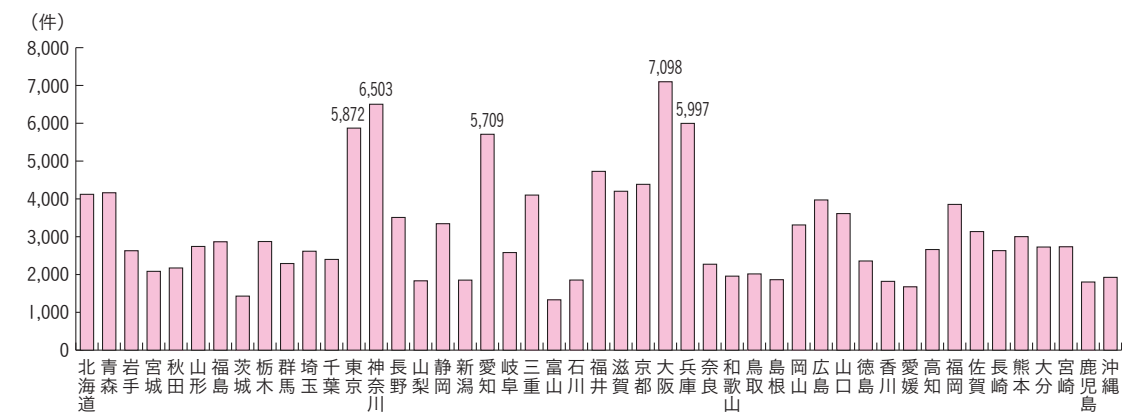
1-3-22 図 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合



②都道府県別の知財総合支援窓口支援件数
2014年度の知財総合支援窓口の支援件数を都道府県別に見ると、大阪、神奈川、兵庫、

東京、愛知と大都市圏に集中しており、全国
の約2割を占めている。

1-3-23 図 都道府県別の知財総合支援窓口支援件数（2014年度）



(資料)特許庁作成

Column 3

知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例

商工組合中央金庫（四日市支店）

中小企業の有する特許等の知的財産を評価し、金融機関からの融資につなげることで、中小企業の知的財産への関心が高まり、知財活動の裾野を拡大することにつながります。

近年、知財ビジネス評価書（特許等の知的財産を活用したビジネスの評価書）を活用して融資につなげようとする動きが、豊和銀行や千葉銀行をはじめとする民間金融機関で実施されています。また、一部の地域において、公的機関が融資につながる活動を支援する動きが広がりつつあります。その先駆的な取組として、公益財団法人ひょうご産業活性化センターの活動があげられます。同センターが資金の一部を支援して、第三者の調査会社に企業の技術力等を評価させ、評価結果を金融機関に提供することで、中小企業に対する融資を促しています。評価書は、技術・製品・サービスの評価だけではなく、企業の将来性や経営力を含む総合的な中小企業の評価を示すものであり、中小企業と金融機関の相互理解を進めるツールともなっています。同様の取組は、広島県、福岡県にも拡大する等他の自治体にも波及しているところ です。

〈（公財）ひょうご産業活性化センターによる「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の実績〉

制度創設 2005 年 7 月から 2015 年 3 月末までの実績

- ・評価報告書発行数 952 件 ・評価書による融資実績 575 件（2 月末時点）
- ・評価書による融資実績額 約 149 億 4700 万円（2 月末時点）
- ・制度利用金融機関 16 行

このような地域の取組を全国展開するため、特許庁でも、2014 年度から「知財ビジネス評価書作成支援」を試行的に実施しました¹。その結果、特許庁が支援して作成した知財ビジネス評価書を活用して融資につながった事例が報告されています。

その第 1 号として、商工組合中央金庫（以下、「商工中金」といいます。）四日市支店の案件があります。具体的には、三重県の日本ケミカル工業株式会社（従業員 75 名、資本金 8 千万円）の持つ特許（発泡ビーズ充填用品及び発泡ビーズの充填方法）等の評価書を、商工中金が融資判断の材料として活用した上で、同社に対する運転資金 5 千万円の融資が実現しました。商工中金のプレスリリースには、今回作成した評価書については「評価対象企業の事業内容、技術や知的財産活用に係る評価、事業上の課題等について多面的な評価を行ったものであったため、企業の技術優位性や事業の将来性、継続性などの見極めに大きな効果があり、円滑に融資の検討を進めることができた」旨記載されています。本事例は、評価書が融資判断の検討材料として有効に活用されたことを示す事例であり、今後とも同様の事例が増加することが期待されます。

●日本ケミカル工業株式会社（三重県四日市市）

産業用緩衝材や食品箱、インテリア用品等を製造する発泡スチロール成形メーカー



1. 第 2 部第 6 章 8. 参照

Column 4

都道府県市区町村による登録商標を活用した取組

北斗市「ずーしーほっきー」（登録 5686158 号、登録 5686159 号）
 （「平成 26 年度商標出願動向調査－都道府県市区町村による商標登録出願及びその活用に関する状況調査－」より）

北斗市は、北海道の道南エリアに位置する人口 47,876 人（2015 年 3 月時点）の地方公共団体で、2006 年に上磯郡上磯町と亀田郡大野町との新設合併によって誕生しました。「トラピスト修道院」「きじひき高原」「しだれ桜」などの観光資源と、「ホッキ寿司」が有名です。同じ北海道の道南エリアでは函館市や七飯町など全国的に知名度が高い観光地がある一方で、北斗市は、新設合併による比較的新しい地方公共団体であり知名度が低いと認識していました。特に、物産振興においては市の知名度の低さはその販売額にも影響するため、課題を解決する必要がありました。

こうした中で、北斗市は、2012 年に「北斗市観光振興プラン」を策定し、同年を「観光振興元年」と位置づけ、観光政策に取り組んでいくこととし、その一つとして、道南エリア周辺でご当地キャラクターが無い地方公共団体は同市のみであったこと、さらに地元住民からの要望も高まっていたことから、北斗市は、公立はこだて未来大学（函館市。以下、「同大学」といいます。）の「社会連携センター」と連携し、2013 年 4 月から同大学の「プロジェクト学習」という三年次向けの授業の一貫として、ご当地キャラクターを作成する取組を進めていきました。同大学の学生たちによる調査分析によって仮説（「ギャップなど意外性を持たせると人気キャラクターになる」「動物をモチーフにすると、イメージを持ちやすく人気につながる」等）を設定した後、2013 年 10 月末に五つのキャラクター候補を作成・発表し、全戸配付した投票用紙による「市民人気投票」を経て、2013 年 11 月に「ずーしーほっきー」の原案が選ばれました。

キャラクター作成においては、大学生のチャレンジ精神と地元の魅力を踏まえつつインパクトがあるキャラクターの制作ができたと評価されています。



図表 ずーしーほっきー（左：立ち、右：ドドドド）

出典：北斗市ウェブサイトより

「ずーしーほっきー」はその見た目のインパクトの高さから、公開翌日からインターネット上で大きな話題となり、北斗市のウェブサイトへのアクセスが通常の約 13 倍となったとともに、「ずーしーほっきー」のライセンス利用について、地元事業者はもちろん、大都市圏の事業者から問い合わせが相次ぎ、様々なコラボレーション商品や企画が生まれていきました。一般に、行政主体によるご当地キャラクターはかわいらしい見た目のキャラクターが多いところ、「ずーしーほっきー」は、地元の名産である「ホッキ貝の握り寿司」をモチーフに取り入れた特徴的な見た目によって、インターネットユーザーや企業から着目される存在となっています。

そのこだわりはイラストにとどまらず、着ぐるみやその演出においても施されており、北斗市が地域外から着目されるきっかけを作っています。

キャラクター決定の発表後、北斗市は、ライセンス利用のニーズにこたえるため、同大学からのアドバイスを踏まえ「利用の手引き」や「ずーしーほっきーの利用に関する規程¹⁾」を整備しました。また、北斗市以外からのさきがけ商標登録を防ぐことや権利化しブランド化を進めていくことを想定し、2014年2月に「ずーしーほっきー」を文字商標・図形商標にて各々商標登録出願し、同年7月に商標権を取得しました。さらに、同大学からのアドバイスにより、商標登録出願の準備段階において、特許庁に対する情報提供制度²⁾も活用するなど、知的財産管理を多角的に進めました。これらによって、他団体等によるさきがけ商標登録を防ぐ等のトラブル対策を事前に講じたとともに、Twitterで「ずーしーほっきー」の「なりすまし」アカウントが発生した時には商標登録していることを根拠に、運営会社から当該アカウントを削除させる対応をしてもらうことに成功しました。商標の管理において、北斗市は基本的なマネジメントを担いつつ、適宜原作者である「はこだて未来大学」の学生と意見交換しながら進める等、学生の想いに応えながら運営しています。

「ずーしーほっきー」の知名度向上につながった特徴的な企画（コラボレーション）の例として、サンリオによる「ハローキティ40周年記念」イベントとして、日本を代表するキャラクターの一つであるハローキティが日本全国を回り、40年間の感謝をこめて著名人やキャラクターにハグしに行く企画があります。このハグされる著名人やキャラクターは一般の応募によって決まるものですが、「ずーしーほっきー」は北海道・東北エリアで一番に選ばれました。また、漫画「北斗の拳」の版權を管理しているノース・スターズ・ピクチャーズも「ずーしーほっきー」に着目し、「北斗の拳 イチゴ味」（北斗の拳をパロディ化したギャグ漫画）とコラボレーションして東急百貨店吉祥寺店で開催した北海道物産展「なまらうまい北海道展」の告知も作成されました。このいずれの取組も、インターネット上で非常に多くの話題を呼びました。



図表 ずーしーほっきーと大学生

出典：北斗市提供資料より

1. 北斗市公式キャラクター・ずーしーほっきー information
<http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/modules/shinkansen/content0041.html>
2. 特許庁 商標審査便覧 89.02 「国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について」
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syohhyoubin/89_02.pdf